

帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（改正案）の概要

1 背景

駐車場法に基づき、地方公共団体は条例により、建築物またはその敷地内に駐車施設の設置を義務付ける（附置義務制度）ことができることとされており、国土交通省では、当該条例の参考として「標準駐車場条例」を策定しています。

帯広市では、平成8年4月に「帯広市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（以下「帯広市駐車場附置義務条例」という。）を施行し、対象区域（駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域）で一定規模以上の建築物を新築又は増築する場合、その用途や面積等に応じて駐車施設の附置義務を課しています。

2 趣旨

国土交通省では、共同住宅への配送需要の増加等に対応した荷さばき駐車施設の確保に加え、公共交通の利用促進や車種毎の駐車施設の需給の偏り解消、更なるユニバーサルデザインや車両の大型化等に対応するため、令和7年3月に標準駐車場条例を改正し、地方公共団体に対して、附置義務条例の見直しを促している（技術的助言）ところであり、これに基づき、帯広市においては帯広市駐車場附置義務条例を一部改正しようとするものです。

3 条例の改正内容

（1）条例改正案に規定する事項

①共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加

⇒共同住宅への配送需要の増加等への対応として、一定規模（50戸等）以上の共同住宅に対して戸数に応じて（100戸あたり1台等）荷さばき駐車施設を設置

②公共交通利用促進措置による緩和

⇒公共交通の利用促進施策を講じた場合等の附置義務の緩和により、駐車場供給の適切化

③既存の附置義務駐車施設の振替・緩和に係る規定の追加

⇒車両規格の多様化への対応や自動二輪車等の多様な車種の駐車施設の確保

④廃止時の届出の義務化

⇒施設の廃止に伴い廃止された附置義務駐車施設の把握

⑤荷さばき駐車施設の車高への対応

⇒車両の大型化への対応として、はり下高さ3.2メートルとするもの（現在は3メートル）

⑥車椅子使用者駐車施設の数・車高への対応

⇒駐車施設の数に応じた基準に見直すとともに、リフト付き福祉車両の高さに配慮し、はり下高さ2.3メートルとするもの（現在は高さの基準がない）

○上記改正と併せて、標準駐車場条例に即して、附置義務台数に係る基準の一部緩和や大規模な事務所の附置義務台数の緩和の規定を追加するほか、施行規則を見直す予定である。

（2）条例改正後の概要表

※下線部…変更箇所

| | | | | |
|-------------|---|------------------------|------------------------|------------------------|
| ①対象区域 | 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 | | | |
| ②対象条件 | 特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計が1,000平方メートルを超える場合 | | | |
| ③附置台数 | 特定用途 店舗 店舗及び共同住宅以外の特定用途 共同住宅 1台/150m ² 1台/200m ² 1台/450m ² 1台/450m ² | | | |
| ④荷さばき駐車場の条件 | 特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）の合計が2,000平方メートルを超える場合 2,000平方メートル超えかつ50戸以上 | | | |
| ⑤荷さばき台数 | 店舗 | 事務所 | 倉庫 | その他 |
| | 1台/3,000m ² | 1台/5,000m ² | 1台/1,500m ² | 1台/4,000m ² |
| ⑥車椅子台数 | <u>附置台数が200台以下…附置台数の2%</u> <u>附置台数が200台超え…附置台数の1%に2を加えた台数</u> | | | |
| ⑦駐車場の規模 | 小型乗用車駐車場 幅2.3m 奥行5.0m 普通乗用車駐車場 幅2.5m 奥行6.0m 荷さばき駐車場 幅3.0m 奥行7.7m <u>はり下高さ3.2m</u> 車椅子駐車場 幅3.5m 奥行6.0m <u>はり下高さ2.3m</u> | | | |
| ⑧追加規定 | <u>大規模な事務所および共同住宅の附置義務台数の緩和</u> <u>共同住宅の荷さばき駐車施設の規模の一部緩和</u> <u>公共交通利用促進措置による附置義務台数の緩和</u> <u>廃止時の届出</u> <u>既存の附置義務駐車施設の振替・緩和</u> | | | |

4 今後の予定

令和7年12月 議会に条例改正案を提案

令和8年4月1日 条例の施行*

*経過措置として、条例施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、改正前の条例に規定する基準を適用